

ID: 213

担当部署: 建設水道課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	村田町上水道給水条例 第5条第1項		
例規番号	平成10年条例第13号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みに当たり、管理者は、必要と認めるときは、利害関係の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日